K.M.奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、K.M.奨学金(小島操子奨学金)の貸与にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この奨学金は、小島操子氏からの寄付金を原資とし、卒業後、国内外を問わず保 健医療福祉及び教育・保育の専門職者として社会に貢献する志を有する誠実な学 生の中から、貸与を希望する学生を選考し、貸与するものである。

(奨学金の額と貸与期間)

- 第3条 奨学金の額は、月額5万円とし、貸与期間は奨学生に採用したときからその者の在 学する学校の修業年限の終期までとする。
 - 2. 但し、年度初めの募集の場合、4月から貸与を開始する。

(貸与方法)

第4条 奨学金は、採用決定月から毎月1ヶ月分ずつ貸与することを原則とし、銀行振り込みにより行う。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生になることのできる者は、聖隷クリストファー大学各学部の 2・3 年次又は 4 年次及び聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の 2 年次に在学する学生で、 学業成績、人物ともに信頼のおける誠実で健康な者とする。

(広葉)

第6条 奨学金の貸与を希望する学生は、定められた期間内に、所定の「奨学生願書」に 連帯保証人連署の上、必要な書類を添えて学生サービスセンターに提出する。

(採用人数及び選考)

- 第7条 奨学生の採用人数は、毎年度、原則として2名とするが、状況によって執行役員会 において判断することができる。
 - 2. 奨学生候補者の選考は、奨学生選考委員会が行い、推薦順位を付して 4 名の候補者を執行役員会に推薦し、執行役員会が決定する。
 - 3. 奨学生の選考は、奨学生候補者の学業成績、保健医療福祉及び教育・保育の専門職として社会に貢献する志及び人物を総合的に評価して行う。
 - 4. 奨学生候補者の選考に関する基準については別に定める。

(選考委員会)

- 第8条 選考委員会は、学生部長、学生サービスセンター長及び応募者のある学部・専門 学校の学生部教員各学部1名・専門学校教員1名をもって組織する。
 - 2. 選考委員会は、面接、書類審査及び学業成績により候補者を選考する。
 - 3. 学業成績は、2 年次は 1 年次、3 年次生は 1・2 年次、4 年次生は 1~3 年次の成績について考慮するものとする。
 - 4. 選考委員会の参考とするため、学生部長は、予め各学部のアドバイザー教員に意見を求めることができる。

(採用手続き)

第9条 奨学生に採用された者は、所定の誓約書を学生サービスセンターへ提出する。

(貸与期間中の報告)

第 10 条 奨学生は毎年、学業成績を学生サービスセンターへ報告するものとする。

(貸与、返還期間中の届出)

- 第 11 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生サービスセンターに届け 出ることとする。
 - (1) 留年、休学、復学、転学又は退学したとき
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 連帯保証人、住所その他重要な事項に変更があったとき

(貸与の休止・資格の取消し)

- 第12条 奨学生が休学、又は長期に渡り欠席したときは奨学金の貸与を休止する。
 - 2. 奨学生が退学もしくは除籍されたときは、奨学生の資格を取り消す。
 - 3. その他奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、執行役員 会の議を経て奨学生の資格を取り消すことができる。
 - (1) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき
 - (2) 学業成績又は素行が不良となったとき
 - (3) 学則による処分を受けたとき
 - (4) その他奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき

(返環)

- 第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与が終了した月の翌月から起 算して3ヶ月を経過した後、貸与を受けた月数の2倍の月数を期限として奨学金を 返還することとする。
 - (1) 卒業、又は奨学金貸与期間が満了したとき
 - (2) 奨学金を辞退したとき
 - 2. 前項の奨学金の返還は一括、年賦、半年賦、月賦の方法による。
 - 3. 第 12 条により奨学生の資格を取り消された者は、原則として資格取消し後 1 ヶ月 以内に貸与の全額を返還するものとする。但し、特別な理由があり執行役員会が 了承した場合は、資格取消し後の翌月から、貸与を受けた月数以内で返還できる ものとする。
 - 4. 返還額は貸与額と同額、無利子とする。
 - 5. 奨学金の返還にあたって所定の返還誓約書を提出する。

(返環猶予)

- 第 14 条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を明記した 所定の「返還期限猶予願」を提出し、執行役員会の議を経て奨学金返還の期限を 猶予される場合がある。
 - (1) 災害又は傷痍疾病によって返還が困難となったとき
 - (2) 本学のほか保健医療福祉及び教育・保育関係の高等教育機関に在学しているとき
 - (3) その他やむをえない事由によって返還が著しく困難となったとき

(返還免除)

第15条 奨学金又は奨学生であった者が、重度の傷痍疾病のため、精神又は身体の機能に著しい障害を負い、労働能力を喪失又は高度の制限を受け、又は死亡により返還未済額が返還不能となったときは、執行役員会の議を経てその一部又は全部の返還を免除することができる。

(返還免除願)

第16条 前条により奨学金の一部又は全部の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は連帯保証人と連署の上、必要な書類を添付して所定の「返還免除願」を学生サービスセンターに提出する。

(事務取扱部署)

第17条 この奨学金の事務取扱部署は学生サービスセンターとし、会計に関しては聖隷学 園法人事務局財務部が担当する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要なことは執行役員会が決定する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、執行役員会が行う。

附則 この規程は、2017年4月1日から施行する。

附則 2023年4月1日一部改定(趣旨、採用人数及び選考、返還猶予)

附則 2024年4月1日一部改定(選考委員会、貸与期間中の報告、返還)